

平成28年12月13日

土地・建設産業局建設業課

建設業者への社会保険等加入指導で92.7%の加入を確認 ～前期比0.5ポイントの増加～

国土交通省では、建設業許可担当部局が行った社会保険等未加入業者への加入指導状況を半期毎に調査しています。

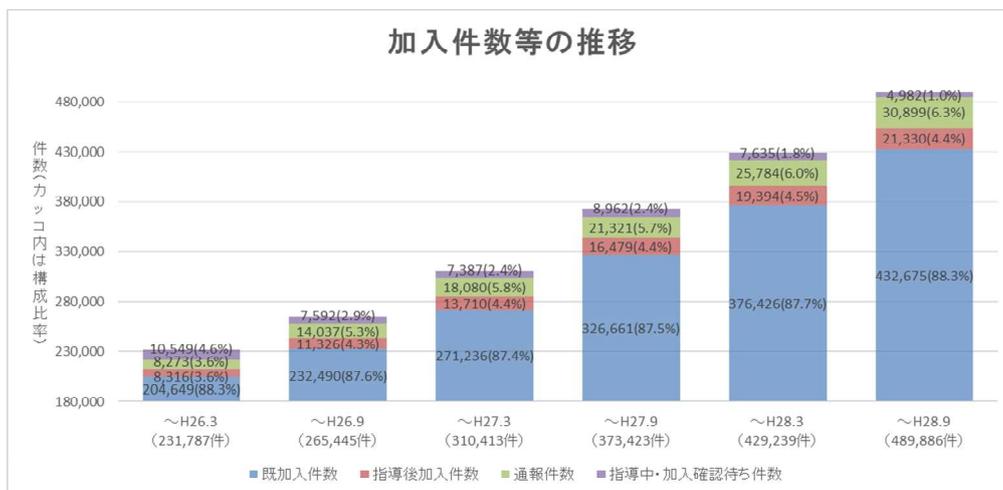
今般、平成24年11月から平成28年9月末までの状況がまとめ、期間内に建設業許可担当部局が事業者から受けた建設業許可申請等のうち92.7%について事業者の社会保険等への加入を確認しました。

国土交通省及び都道府県の建設業許可担当部局では、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、建設企業間の健全な競争環境を構築するため、平成24年11月から、建設業の許可申請時及び経営事項審査時等に社会保険等加入の確認・指導を行っており、平成29年度を目処に事業者単位で建設業許可業者の100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入を目指し、総合的対策（別添参照）を推進しているところです。

本調査は、事業者単位で100%とした目標の達成状況について把握することを目的として、その加入指導状況について調べたものであり、今回の結果についての主なポイントは以下のとおりです。

平成28年9月末までに確認した申請等件数489,886件のうち、総加入数は454,005*件（92.7%）で前期比0.5ポイントの増加

※申請等の際、既に参加していた件数は432,675件で、指導後加入した件数は21,330件。



※詳細については、別添資料をご覧ください。

問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局建設業課

課長補佐 赤羽（内線 24715） TEL：03-5253-8111（代表）、03-5253-8362（直通）

許可係長 鈴木（内線 24718） FAX：03-5253-1553